

入札・契約制度改革について

市が取り組みをしている入札・契約制度の平成22年度（12月現在）の状況について報告します。

入札・契約制度改革への提言 基本的事項

1. 公正な競争性の確保

公正な競争を促進するために、受注意欲のある企業が数多く入札に参加できる環境を整備し、談合などの不正行為が発生しにくいシステム作りを行う。

【今年度の取り組み】

- ・平成22年4月、5000万以上の工事について亀山市初めての条件付一般競争入札を導入。
- ・平成22年4月～12月までの一般競争入札の件数。

建築工事	1件	土木工事	8件
電気設備工事	1件	機械器具設置工事	1件
合計	11件		

- ・郵便入札の実施

平成22年7月に要領の見直しを行い11件中8件の郵便入札を実施。

2. 情報公開の促進

情報公開は入札及び契約制度改革にかかわる共通の基本理念であり、透明性や公平性の確保のためにも必要不可欠なものである。

【今年度の取り組み】

- ・予定価格の事後公表

平成22年7月に「亀山市公共工事等の入札及び契約の情報の公表に関する要綱」の一部改正を行い、契約締結後に入札結果調書に記載することとした。

- ・ホームページからの設計図書等のダウンロード

一般競争入札については9月2日公告以降の工事について設計図書等を市ホームページ上からダウンロード可能とした。

3. 適正な施工品質の確保

公共工事は、公正な競争のもとで適正な価格により、より良い品質を確保するものでなければならない。

【今年度の取り組み】

- ・職員の能力向上のための研修の充実

技術職員あるいは事務職員を対象とした国、県主催の研修に積極的に参加。

技術職員を対象とした舗装技術に関する講習会を企画開催

4. 地域建設産業の健全な育成

雇用安定化対策を含め地域建設産業の持つ地域整備能力や緊急防災に対する機能を活用したまちづくりを目指すため、地域に根ざす建設産業の育成をはかる必要がある。

【今年度の取り組み】

- ・格付制度の改善

平成22年10月に「亀山市建設工事格付基準」を作成し、格付制度の改善を行った。（総合点算出方法の見直し等）

現在、建築工事（全19業者）、土木工事（全27業者）、水道工事（全19業者）に対して格付けを行っている。

今後の課題

入札契約制度の改革は上記「基本的事項」の4点を基本として取り組みを進めております。

特に地域を支え社会基本の維持、整備をする地域建設業においては、企業相互の競争性の確保とともに企業の技術力アップを図り品質の向上に繋がる施策の取り組みを行っていく考えです。